

原発再稼働中止を求める意見書

東京電力福島第1原発事故が発生してから4年が経過した。いまだに福島県民12万人が避難を余儀なくされ、原因究明はされず、終息はおぼつかない。汚染水が海洋に漏れていたことを東京電力は1年間隠蔽していたことなどが発覚している。

このような状況で原子力規制委員会は昨年9月に川内原発が新基準を満たしているとし、九州電力は原発再稼働の準備を進めている。又、2月12日に高浜原発についても新基準を満たしているとし、認可手続きと地元同意の調整の準備を進めている。立地自治体の同意は求めるが道府県、緊急防護措置準備区域の同意は必要としていない

福島原発事故後、放射能物質が飛散する過酷事故を想定した避難計画の策定が道府県と緊急防護措置準備区域県内の自治体に義務付けられたが、国や原子力規制委員会は計画づくりに直接関与していない。荒天時避難などの解決すべき課題が多い。特に火山噴火リスクの取り扱いは噴火予測の限界とあいまいさの理解が不十分であると日本火山学会が異議を唱えている。

日本は、地震国であり、地震発生メカニズムは解明されておらず、一度地震が発生した場合、原発事故を防ぎ、放射能被爆からあらゆる生命を守ることは不可能に近い。

現在、我が国では、原発は稼働していないが、電力を活用した経済生活は行われている。

使用済み核燃料の危険性とその処理が全く不明であること、一度原発事故が起きると、放射能被爆は、国と海を越え、時空間を超えて続き、生命の存在がおびやかされる。現在、及び将来の生命の安全を守るため、原発再稼働の中止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様

内閣官房長官 様
環境大臣 様